

電波の不正利用は、 電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。電波の不正利用で混信が発生したら命の危険につながることも。「バレなしゃ平気」は通用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

CASE 01
不法無線局※を開設、または運用した場合

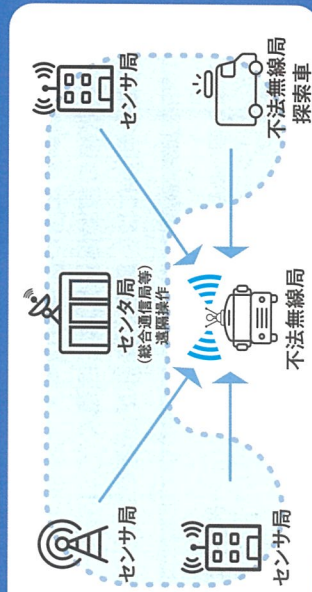
**1年以下の拘禁刑
または100万円以下の罰金**

CASE 02
不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

**5年以下の拘禁刑
または250万円以下の罰金**

※(不法市民ラジオ)、「不法アマチュア無線」など、ほとんどが車載、携帯型で移動中に使用されています。

不法電波を取り締まる DEURAS デューラスシステム



不法な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム(IDEURAS(デューラス))を設備・活用しています。全国に設置されたセンサ局や不法無線局探検車で、不法電波の発射源を探し出します。

無線機器を使用の際は「技術マーク」の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技術マーク(技術基準適合証明等のマーク)」です。技術マークのないものは「免許を受けられない/違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際は、十分ご注意ください。詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。

技術マークってどこに付いているの？



多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているが、ディスプレイに表示されていない時、使う時はちゃんとチェックしてね！



※技術マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続きが必要な無線機器も存在します。必要となる手続きをご確認の上、無線機器を購入してください。

無線機器を購入する前にご確認ください

トランシーバーやドローンなど、一部の無線機器には混信や電波トラブルを引き起こすおそれがあります。日本国内で安心して使用するためには、必ず総務省が定める技術基準に適合しているかどうかを確認しましょう。もし技術マークがない機器を使用した場合、電波法違反となる可能性があります。

購入・使用前に チェック！

01
技術基準適合証明等を受けた機器の検索



※毎日朝6時～夜11時(Wi-Fi端末等は入国の日から90日以内)に限って一定条件を満たせば利用可能です。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

02
「無線設備試験テスト」の公表内容



電波の利用には、原則免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許記録を無線設備の設置(常置)場所に備付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許(更新)手続きも忘れずに行ってください。

注意

- アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。
- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

電波を利用するときは、 必ずルールを守りましょう！！

